

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	(国税28・地26(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義) (国税28・地26(自動連動))(所得税:外)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>1. 中長期的な計画に基づく省エネ投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)上の事業者クラス分け評価制度(※1)において直近2年度で連続してSクラス評価を受けた特定事業者等(※2)が、中長期計画書に記載された設備等を平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>2. 連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた者が、認定を受けた連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画に記載された設備等を平成30年12月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>※1 事業者クラス分け評価制度とは、省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けするもの。 ※2 特定事業者等とは、省エネ法の特定事業者、特定連鎖化事業者及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する加盟者をいう。</p> <p>【再生可能エネルギー】 エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するため、再生可能エネルギー設備等を新たに取得して事業の用に供した場合に、特別償却20%の税制優遇を講じる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>【省エネルギー】 適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加する。</p>

		<p>【再生可能エネルギー】 適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【省エネルギー】 所得税(租税特別措置法第10条の2) (同法施行令第5条の4) (同法施行規則第5条の7) 法人税(租税特別措置法第42条の5、第68条の10) (同法施行令第27条の5、第39条の40) (同法施行規則第20条の2)</p> <p>【再生可能エネルギー】 所得税(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号) (同法施行令第5条の8第1項及び第2項) 法人税(第43条第1項の表の第1号、第68条の16第1項の表の第1号) (同法施行令第28条第1項及び第2項、同法施行令第39条の49第1項及び第2項)</p>
5	担当部局	<p>資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部</p> <p>【省エネルギー】省エネルギー課</p> <p>【再生可能エネルギー】新エネルギー課</p>
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和元年8月</p> <p>分析対象期間: 平成30年度から令和3年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度～3年度)
9	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>【省エネルギー】 「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。)において掲げられた、最終エネルギー消費で2030年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)において、再生可能エネルギーは、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p>

		<p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と固定価格買取制度(以下、FIT 制度)による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>○長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月 経済産業省決定) 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で 5,030 万 kl 程度の省エネルギーを実施することによって、2030 年度のエネルギー需要を 326 百万 kl 程度と見込む。」</p> <p>○未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 閣議決定) 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。」</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次エネルギー基本計画(平成 30 年 7 月 閣議決定) ・長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月 決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>税制措置終了年度である令和 3 年度末において、各部門の省エネルギー目標(原油換算)の見通しを達成する。 産業部門:521 万 kl 業務部門:613 万 kl 運輸部門:804 万 kl ※線形で推移すると仮定した場合の推計値。 ※上記省エネルギー量は、レファレンスケースと省エネ徹底ケースの差分。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合 22~24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような</p>

			<p>投資判断が容易な省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばである。また、事業者単体による省エネが限界に近づいていることから、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組を促進することが重要。</p> <p>このような中、平成 30 年 4 月に工場等判断基準を改正して、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促すとともに、平成 30 年 12 月に施行された改正省エネ法において、連携省エネルギー計画の認定制度を創設し、規制的措置の中で省エネを促進する環境整備を行っている。</p> <p>また、平成 30 年度の省エネ法改正により「認定管理統括事業者制度」が創設されたため、本税制の対象として、「認定管理統括事業者」及び「管理関係事業者」を、省エネ法の規制対象事業者に新たに追加する。</p> <p>省エネ法の規制対象事業者等に対して、①中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資や②個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資について、税優遇措置を延長することによってその実施を強力に促進する。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高く、また事業リスクが高いことが課題である。本税制措置により、事業リスクが特に高いことにより導入が遅れている再生可能エネルギー源について、設備導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが可能である。</p>																				
10	有効性等	① 適用数	<p>【省エネルギー】</p> <table border="1" data-bbox="598 1254 1348 1366"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>35</td> <td>437</td> <td>437</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法></p> <p>平成 30 年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <table border="1" data-bbox="598 1568 1348 1680"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>36</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法></p> <p>FIT 制度の認定を受けて平成 30 年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計し、適用割合は資源エネルギー庁調査から 38.5% (※) として算出。</p> <p>(※)平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。</p>	年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3	法人税	35	437	437	437	年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3	法人税	36	40	40	40
年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3																			
法人税	35	437	437	437																			
年度 区分	平成 30	令和元年	令和2	令和3																			
法人税	36	40	40	40																			

		参照:平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)																														
②	適用額	<p>【省エネルギー】 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>32</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>7,858</td> <td>12,201</td> <td>8,797</td> <td>8,797</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 適用額は、調達価格算定委員会等からシステム費用の想定値を採用し、上記適用数に係る特別償却利用限度額を算出。</p>	年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3	法人税	32	410.3	410.3	410.3	年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3	法人税	7,858	12,201	8,797	8,797										
年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3																												
法人税	32	410.3	410.3	410.3																												
年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3																												
法人税	7,858	12,201	8,797	8,797																												
③	減収額	<p>【省エネルギー】 ○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2.2</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.7</td> <td>17.7</td> <td>17.7</td> <td>17.7</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>1,807</td> <td>2,806</td> <td>2,023</td> <td>2,023</td> </tr> </tbody> </table> <p><試算方法> 減収額は、上記適用額に法人税率23%を乗じた金額を算出。</p>	年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3	法人税	2.2	28.7	28.7	28.7	法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0	法人事業税	1.7	17.7	17.7	17.7	年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3	法人税	1,807	2,806	2,023	2,023
年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3																												
法人税	2.2	28.7	28.7	28.7																												
法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0																												
法人事業税	1.7	17.7	17.7	17.7																												
年度 区分	平成30	令和元年	令和2	令和3																												
法人税	1,807	2,806	2,023	2,023																												
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【省エネルギー】 ○平成29年時点における、各部門の省エネルギー量(原油換算) 産業部門:239万kl 業務部門:253万kl 運輸部門:362万kl</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○達成目標の実現状況 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030年度に22~24%) (出典:総合エネルギー統計(確報値)) ※()内は水力を除く数値 2013年度 10.9%(3.5%) 2014年度 12.5%(4.6%)</p>																														

2015 年度 14.3%(5.9%)
 2016 年度 14.6%(7.0%)
 2017 年度 16.0%(8.1%)

○所期の目標の達成状況

再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 16%(水力を除いて 8.1%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【省エネルギー】

(単位:万kl)

年度 区分	平成 30	令和元年	令和 2	令和 3
省エネ量	0.77	99.6	8.5	8.5

＜試算方法＞

平成 30 年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。

【再生可能エネルギー】

当省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する際に、租税特別措置によって、一定数が「現行計画よりも導入量を増やして実施する」、「現行計画をより確実に実施する」と回答しており、投資判断の確実性や再投資意欲を高める効果があると示されている。

再エネ設備の導入に当たっては、土地の取得や環境アセスメント、試運転前後の設備の稼働不調等、特にその事業開始前と開始直後に最も大きな事業リスクを抱えているところ、租税特別措置により事業初期のキャッシュフローを改善することで、これら事業リスクがある状態でも、事業化判断に寄与することが想定される。また、仮にこのようなリスクが顕在化しなかった場合も、他の案件への再投資に振り向けることが可能となるとともに、長期の事業リスクの低下、事業ノウハウの蓄積による採算性の向上にも資する。

(※)平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)

⑤ 税収減を是認する理由等

【省エネルギー】

省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。

省エネ余地が少なくなる中、平成 30 年 7 月に提出された中長期計画書に記載された投資計画は、前年度比 3%程度減少しているものの、2年連続して S クラスとなった事業者が記載した本税制対象設備については 10%程度増加。令和元年度以降にこれらの計画が実施される見込み。また、連携省エネについても事業化を進めている案件がでてきており、本税制による投資促進効果がある。

【再生可能エネルギー】

再生可能エネルギー発電設備や付帯設備、メンテナンス高度化設備の導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進

			<p>めることができ、適切である。</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【省エネルギー】</p> <p>省エネ設備投資については、設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資より長くなる。そのため、事業者の優先度が相対的に低下する省エネ投資に租税優遇措置を設けることは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>本制度は再エネの主力電源化に資する「先進的な要件」を満たす設備投資を対象としたものであり、適用者数は一定数に限られるものの、今後導入数が増加すると見込まれ、かつ、レジリエンス対策につながる非常用電源として活用可能な発電設備や付帯設備を対象としており、一定の公益性を有することから措置内容は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【省エネルギー】</p> <p>省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業は、省エネポテンシャルが大きい中小企業等を中心に支援しているが、本要望の中長期的な計画に基づく省エネ投資では、対象事業者を全てに相当程度省エネに取り組んでいる事業者を対象としている。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進する必要がある。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>○環境・エネルギー対策貸付（財政投融资）</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</p> <p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減するもの。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定を受けたものを除く) 1,000kW 以上 3/4(7/12～11/12) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) ・風力発電設備 20kW 以上 2/3(1/2～5/6) 20kW 未満 3/4(7/12～11/12) ・中小水力発電設備 5,000kW 以上 2/3(1/2～5/6) 5,000kW 未満 1/2(1/3～2/3) ・地熱発電設備、 1,000kW 以上 1/2(1/3～2/3) 1,000kW 未満 2/3(1/2～5/6) ・バイオマス発電設備 1 万 kW 以上 2/3(1/2～5/6) 1 万 kW 未満 1/2(1/3～2/3) <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用(上記の括弧書の間で設定)。</p>
	③	地方公共団体が協力する相当性	<p>【省エネルギー】 本税制により、事業者の省エネ設備への投資を促進することにより、地域の経済の活性化に資する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 —</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成 29 年 8 月</p> <p>【省エネルギー】H29 経産 09</p> <p>【再生可能エネルギー】H29 経産 09</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税 28 固定資産税:外
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特別措置法」という。)第二条第三項に規定する発電設備)(※)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備(再エネ特別措置法の認定に係るものを除く。自家消費型補助金の交付を受け取得した設備に限る。)) <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 3/4(7/12~11/12) 1,000kW 未満 2/3(1/2~5/6) <p>(以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 20kW 以上 2/3(1/2~5/6) 20kW 未満 3/4(7/12~11/12) ・中小水力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 5,000kW 以上 2/3(1/2~5/6) 5,000kW 未満 1/2(1/3~2/3) ・地熱発電設備、 <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 1/2(1/3~2/3) 1,000kW 未満 2/3(1/2~5/6) ・バイオマス発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 1 万 kW 以上 2/3(1/2~5/6) 1 万 kW 未満 1/2(1/3~2/3) <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用(上記の括弧書の間で設定)。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2年間延長し、令和4年3月 31 日までとする。 <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第 15 条第 33 項</p>	
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成 28 年度から令和3年度	

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 28 年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。</p> <p>平成 30 年度 適用期限を2年延長し、5電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22~24%程度とすることとされている。</p> <p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 第5次エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定) 長期エネルギー需給見通し(平成27年7月決定)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー</p>

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電力量に占める割合と発電力量を以下のとおりとする。</p> <p>再エネ全体:22～24%程度(2,366～2,515 億kWh) 太陽光 :7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh) 風力 :1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh) 地熱 :1.0～1.1%程度(約 140～155 万 kW、102～113 億kWh) 水力 :8.8～9.2%程度(約 4,874～4,931 万 kW、939～981 億kWh) バイオマス:3.7～4.6%程度(約 602～728 万 kW、394～490 億kWh)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができることから、本措置は有効である。</p>
--	--	--------------------------	--

10	有効性等	① 適用数	(件)														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和 元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>96,761</td> <td>309</td> <td>343</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	適用件数	96,761	309	343	464	464	464
		年度 区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3									
		適用件数	96,761	309	343	464	464	464									
	<p><推計方法></p> <p>太陽光発電設備については、平成30年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。その他の電源については、再エネ特別措置法の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。</p>																
② 適用額	(百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和 元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1,413,262</td> <td>1,310,925</td> <td>611,471</td> <td>153,769</td> <td>126,983</td> <td>121,831</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	適用額	1,413,262	1,310,925	611,471	153,769	126,983	121,831	
年度 区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3											
適用額	1,413,262	1,310,925	611,471	153,769	126,983	121,831											
		<p><推計方法></p> <p>○平成29年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を記載。</p> <p>○平成30年度以降の推計方法は、上記適用数に、調達価格等算定委員会の平成30年度のシステム費用想定値を乗じた取得価格より算出。</p>															
③ 減収額	(百万円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和 元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>19,786</td> <td>18,353</td> <td>8,561</td> <td>2,153</td> <td>1,778</td> <td>1,706</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	適用額	19,786	18,353	8,561	2,153	1,778	1,706		
年度 区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3											
適用額	19,786	18,353	8,561	2,153	1,778	1,706											
	<p>○平成29年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の実績値に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。</p> <p>○平成30年度以降の推計方法は、上記適用額に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。</p>																
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030年度に22~24%)</p> <p>(出典:総合エネルギー統計(確報値))</p> <p>※()内は水力を除く数値</p> <p>2013年度 10.9%(3.5%)</p> <p>2014年度 12.5%(4.6%)</p> <p>2015年度 14.3%(5.9%)</p> <p>2016年度 14.6%(7.0%)</p> <p>2017年度 16.0%(8.1%)</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在16%(水力を除いて8.1%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p>																

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>当省が実施したアンケート調査(※1)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する際に、租税特別措置等によって、一定数が「現行計画よりも導入量を増やして実施する」、「現行計画をより確実に実施する」と回答しており、投資判断の確実性や再投資意欲を高める効果があると示されている。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、平成31年3月末までで累計4,781万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>同アンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約7割が特例措置を活用したと回答している。FIT制度開始以降の導入量4,781万kWのうち、本措置の対象設備導入量(※2)は2,655万kWであり、約1,859万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p> <p>(※1)平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p> <p>(※2)対象設備導入量4,781万kWから、太陽光発電設備導入量2,125万kW(10kW未満及び平成28年度以降の10kW以上太陽光発電設備導入量)を除いた数字</p>
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>再生可能エネルギー設備導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>また、自家消費型太陽光発電の導入支援は、再エネ特別措置法の措置による国民負担の低減に寄与するほか、災害時等の地域でのレジリエンス効果にも寄与するものであり、減収を是認する効果があると言える。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 24 年 7 月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進み、平成 31 年 3 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は 4,781 万 kW(制度開始前と比較して約 2.3 倍)となっている。しかしながら、最も導入が進んだ太陽光発電においてもエネルギーミックスに対する導入進捗率は約 78%であり、導入が進んでいない地熱発電では約 37%にとどまるなど、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。</p> <p>エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制：省エネ再エネ高度化投資促進税制 融資：日本政策金融公庫の低利融資 制度：再エネ特別措置法による支援措置</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後 2 年目以降)の税負担を 3 年間軽減し、導入初期(導入後 2 年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○省エネ再エネ高度化投資促進税制</p> <p>再生可能エネルギーの主力電源化に資する発電設備、付帯設備の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p>

		<p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再エネ特別措置法による支援措置(固定価格買取制度等)(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。特に自家消費型太陽光発電は、設置の容易さや、多様な立地場所に応じた設置が可能という利点を生かし、公共施設や学校、工場の屋根等を活用した太陽光発電の普及が進んでおり、地域のエネルギー自給自足を促進している。</p> <p>また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年8月